

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会（第3回）
議事録

- 1 日時：令和7年9月3日（水）16:00～17:28
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員（五十音順）
大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、
高口専門委員、佐藤専門委員、竹房専門委員、中尾専門委員、
西村専門委員、宮田専門委員
 - ・総務省
井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、
林事業政策課市場評価企画官、水本事業政策課課長補佐、
小杉事業政策課課長補佐
 - ・ヒアリング対象者
一般社団法人テレコムサービス協会 島上副会長
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 久保会長
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 小林理事
- 4 議事

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから市場検証委員会の第3回会合を開催させていただきます。

議事に入る前に、本日の配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日、配付資料が計7点ございまして、資料3-1から3-5の5点と、参考資料2点となっております。参考資料1につきましては、第2回会合において委員から追加質問がございまして、NTT様、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様から回答があったものでございます。一部、委員限りの情報が含まれますので、御留意ください。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。本日最初の議事は、NTTデータグループの完全子会社化についてヒアリングを実施するというところでございます。

本日のヒアリングのために、大変お忙しいところ、テレコムサービス協会様、日本インターネットプロバイダー協会様、日本ケーブルテレビ連盟様に御参加をいただいております。本日のヒアリングに御協力いただく関係団体の皆様方には、ご協力に深くお礼を申し上げます。

それでは、関係団体からのヒアリングを始めさせていただきたいと思います。まず、各団体から一通り御説明いただいた後に、最後にまとめて質疑及び意見交換とさせていただきたいと思います。

まず、テレコムサービス協会様から御説明をお願いできればと思います。御準備よろしければ、いかがでしょうか。

【テレコムサービス協会 島上副会長】 ありがとうございます。私、テレコムサービス協会副会長をやっております島上と申します。よろしくお願いいたします。

このたびは、市場検証委員会におきまして弊協会の意見表明の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。早速、御説明を始めたいと思います。

次のページです。まず、我々の考えを御説明する前に、我々テレコムサービス協会の概要をいま一度、少しおさらいさせていただきます。沿革にありますとおり、いわゆる旧第二種電気通信事業者の集まりでございます。会員は、こちらに書いてありますとおり、全国11支部に294会員おまして、「会員は」とずらずらと書いてあるとおりです。またその下に、主な関連企業としてイメージしていただけるような会社を書いております。こちらは、NTT様をはじめとしますキャリアのサービスを利用して通信サービスを行っております、MVNOとかFVNO、あるいは法人向けのソリューションを提供していますシステムインテグレーターが数多く加盟している団体でございます。

意見を述べさせていただく前に、今回のNTTデータの完全子会社化に係る環境認識について、簡単に御説明させていただきたいと思います。人口減少が続く我が国の電気通信市場におきまして、コンシューマ用途の電気通信サービスは大きな拡大を見込めず、今後はデジタルトランスフォーメーションの推進のために、情報技術を組み合わせたエンタープライズ用途のソリューション、IoTなどを含めての話ですが、それらの一部としての電気通信サービスの提供がビジネスを牽引していくものと期待されております。

その中でシステムインテグレーターはデジタルトランスフォーメーションの推進における重要なプレーヤーでありまして、電気通信事業者の提供する電気通信サービスは、システムインテグレーターの提供するソリューションを構成する重要なパーツの一つで

あります。多様な電気通信サービスをニーズに応じて取り扱うことができるポジションというのは、多様なソリューションを提供するシステムインテグレーターの強みとなるものであると考えております。

NTTデータは、従来よりNTT持株が筆頭株主として株式の過半を保有していたとはいえ、上場会社としてNTTグループ外の役員あるいは株主の監視の下で経営がなされてきました。そのガバナンスによりまして、NTTデータの独立性の高いS I e rとしての事業運営が行われていたと考えております。このような環境はシステムインテグレーターであるNTTデータの強みでもあり、電気通信市場の発展にも寄与したものであると考えられるのではないかと考えております。

そういう中で、NTT持株によるNTTデータの完全子会社化は、従来の環境を変えるものでありまして、今後の拡大が期待されるエンタープライズ用途の電気通信市場に対して与える影響という観点では留意すべきものとして考えております。

次お願いいたします。そういう中で、2点ほど我々のほうから意見を述べさせていただきます。NTT持株によるヒアリング、これは第1回の会合においてですが、NTTデータグループの完全子会社化の目的が、「グローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制の構築」、「機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長の加速」にあることが示されたところでございます。このような野心的な目標にNTTグループが邁進する過程で、テレコムサービス協会に所属する多くの事業者が営む事業、先ほど申し上げたMVNO、FVNOあるいは地域におけるソリューション事業等の市場競争に少なからぬ影響を及ぼすことも懸念されていると考えております。

NTTデータのソリューション事業が、NTTグループ内の市場支配的電気通信事業者である第一種・第二種指定事業者及びその特定関係法人と、合併や事業譲渡等の手段で既存の会社間の垣根を越えて一体化していくとすれば、公正競争を担保するため、行政による指定事業者に係る以下の取組が必要であると考えております。

一つが、指定事業者に係る情報の目的外利用規律から外れる情報の利活用の有無及びその競争影響についての定期的な検証。2点目として、指定事業者の提供するサービスについて、より重点的なスタックテストによる検証。3点目として、指定事業者及びその特定関係法人との間の卸契約、営業協力などの適正性に関する定期的な検証。

続きまして、ジョイントドミナンスに関する懸念について表明させていただきます。

NTTデータのソリューション事業が国内トップレベルであることに鑑みれば、NTTデータが電気通信市場における市場支配的事業者であるNTT東西やNTTドコモの市場支配力を他の市場に媒介し、複数市場にまたがるジョイントドミナンスを形成することが懸念されます。また、例えば法人顧客に対する営業機能がNTT東西やNTTドコモからNTTデータに集約されるなどする場合は、ジョイントドミナンスに対する懸念はさらに増大します。

現在の電気通信市場における市場支配的事業者に対する規律、これは第一種指定設備制度あるいは第二種指定設備制度におけるものですが、これらは対象とする市場や立脚点異なるものであり、仮にジョイントドミナンスが発揮されるようになった場合にこれらが有効に機能しなくなるおそれがあるのではないかと考えております。仮にNTTデータにNTTグループ各社の法人営業機能が集約されるなどのグループ内の統合が行われたり、その他ジョイントドミナンスが形成される懸念が高まった場合、ジョイントドミナンスに対する競争事業者の公正競争を担保するための適正な規律の在り方を検討する必要があり、そのためにもこのような動きを早期に捉えるための市場検証の在り方を検討すべきであると考えております。

御清聴ありがとうございました。テレコムサービス協会からの発表は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございました。続きまして、日本インターネットプロバイダー協会様から御説明をお願いできればと思います。

【日本インターネットプロバイダー協会 久保会長】 日本インターネットプロバイダー協会です。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

まず、はじめに、NTT法見直しの議論におきましては、通信政策特別委員会及びその配下のワーキンググループで長らく検討が行われ、電気通信事業法及びNTT法の見直しに至りましたが、こうした議論が国内市場での公正競争の維持・統制につながっていることは極めて重要であると考えております。本日は、NTTデータ関連の議論になりますが、市場検証委員会におきましても、引き続き、適切な検証、統制機能が発揮されることを私どもは期待をしております。

めくっていただきまして、日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）の御紹介でございます。全国各地のインターネットプロバイダーから成る、日本で唯一の業

界団体でございます。現在の会員数は158社、この4年で17社ほど増加しております。近年は接続周辺の政策課題も増加していることに伴いまして、多様な企業の方々にも仲間に加わっていただきながら共通課題の解決に取り組んでございます。

次お願いします。こちらの図は、NTTデータの完全子会社化による公正競争への懸念をお示ししております。左側にありますとおり、国内ITサービス市場でトップシェアのNTTデータが完全子会社化され、NTT東西やドコモ、ドコモビジネスと合わせグループ10万人規模で顧客情報や要員、事業ノウハウなどが一体化されることにより、右側にお示ししているような懸念が生じます。

1つ目は、NTTデータの法人顧客情報等をグループで共有することにより、NTT各社が通信市場において不公正な条件で既存の通信事業者をリプレースするような懸念でございます。

2つ目は、NTTグループ以外の各事業者は、通信事業以外にも、例えばシステムインテグレーションやソフトウェア開発、システム運用など多様な事業を展開する企業が多数存在しますが、NTTデータがNTT東西やドコモの法人顧客基盤をベースに不当な条件でワンストップサービスを展開し、他事業者の事業機会を排除するような懸念でございます。

そして3つ目は、左の各社がグループ内でさらに統合・再編などの一体化・効率化を目指すことにより、規制の潜脱等が生じ、法人通信市場における寡占及び競争事業者が排除される懸念でございます。

次に行きます。今般のNTT法見直しの議論では記載の表のような規律が設けられましたが、NTTデータについて前のスライドでお示したような公正競争上の影響が生ずることを防ぐべく、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者として、在籍出向や卸関連情報の目的外利用の禁止など累次の公正競争条件及びグループ内の大規模事業者との合併審査の対象に加える必要があると考えます。

続きまして、先ほどの公正競争条件の補足になりますが、こちらは以前に、通信政策特別委員会にてお示したスライドの再掲になります。ここでは、NTT東西がNTT局舎内にMEC、データセンター等を構築して事業運営を行うような活用業務の例として記載をしております。このような機会に対しては、グループ外事業者に同等な事業機会及び条件が与えられるべきといった御説明をいたしましたが、このような活用業務等におきましても、グループの中核企業としてNTTデータの公平性が確保されるべき

と考えます。

続きまして、公正競争の維持に向けた規律につきまして御説明申し上げます。こちらは、第2回会合にてキャリア各社さんからの説明と同じ趣旨になりますが、表に4点記載しております。NTTデータが通信事業を移管等することで禁止行為の対象から外れることのないよう、NTTドコモの禁止行為の対象となる特定関係法人に指定すること、NTTドコモビジネスにもNTTドコモと同様の禁止行為規制を適用し、グループ内の事業者のみを不当に優遇しないようにすること、NTTドコモによる株式取得を登録の更新の対象にすること、及びNTTドコモビジネスとNTTデータの合併を審査対象とすることでございます。

根幹は、前段の青字の部分で記載しておりますように、単体でも巨大である企業同士が規制をテクニカルに潜脱し、経営一体化に向かうような動きを統制すべきということであり、公正競争の阻害につながる動きに対しては規律を設ける必要があるということでございます。

続きまして、地域の活動に目を向けますと、こちらの表では、中段にNTT東西、ドコモビジネス、NTTデータの4社の事業領域を記載しておりますが、それぞれ、地域共創、自治体DX、第一次産業、医療はじめ事業領域が重なっております。今般のNTTデータの措置に伴い、これらが今後、経営効率化の名目で、例えば右にありますように、組織が地域ごとに再編されるなど営業が一体化することはないのかといったことでございます。前述の資本政策など明示的な変更が実施されないとしても、実際の行動として、全国各地で共同提案や連携サービスを含む営業一体化がなされる懸念がございます。

次お願いします。このような場合ですが、ここでは「無形の力」と表現しておりますけれども、NTTグループが持つ資金力、ブランド、顧客基盤、技術力といった経営資源は、地域の事業者からするとあまりにも強大であるということです。赤字記載の部分になりますが、違法行為がなくとも競争の前提条件が違い過ぎること、設備や技術力の違いからリソースも限られ、ワンストップサービスそのものには対抗ができないこと、そして、公正競争の検証は事後ということではありますけれども、地域事業者が撤退せざるを得ない状況に陥った場合、最終的には地域顧客の選択肢が失われ、利用者が不利益を被る可能性もございます。

次お願いします。そのような懸念を防ぐべく、無形の力を可視化し、定期的に調査・

公表するような仕組みが必要ではないかと考えます。地域の事業者がワンストップサービスの内訳を把握した上で、いわゆる独禁法上の抱き合わせ販売や不当廉売の実態を明らかにするといったことはなかなか困難かと考えますので、今後、総務省殿にて各社の営業連携の実態や顧客へのヒアリング、固定回線・モバイル・システム等の価格構成の比率などを定期的に調査の上、公表いただくことが適切かと考えます。また、当協会におきましても、会員企業より申告がありましたら、適宜、総務省殿に情報提供を行う等の措置についても対応してまいりたいと考えてございます。

御説明は以上となります。どうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。それでは続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様から御説明のほうをいただければと思います。御準備よろしければと思いますが、いかがでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟 小林理事】 日本ケーブルテレビ連盟でございます。日本ケーブルテレビ連盟の理事の小林と申します。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。それでは、説明を始めさせていただきます。

資料をおめくりください。2ページ目が今日の目次でございます。この内容について御説明させていただきます。

ページをめくっていただき、4ページ目になります。ケーブルテレビ事業者の状況でございますけれども、全国で452社ということで、連盟に加入していただいている338社でも、総接続世帯数では2,800万世帯が接続されております。また、ケーブルテレビ事業者については、放送と電話とインターネットの3サービスがメインの事業となっております。その中でもインターネット接続サービスが大きな柱というような形で、多くの世帯が接続されているという状況でございます。

次のページでございます。ケーブルテレビ事業者の規模のお話でございます。内訳的には、自治体、第三セクターが約8割を占めております。また、営業収益と従業員数でお示ししておりますが、多くは小規模事業者ということでございまして、これらの事業者が地方の町村部の情報通信インフラを担っているということでございます。また、ケーブルテレビの特徴として、各地域においてコミュニティチャンネルなどを通して地域の生活情報や災害情報など重要な情報発信も担っているという状況でございます。

次のページでございます。また、その経営状況でございますけれども、全体としては、営業収益は右肩上がりという形で推移してございますが、左の一番下にありますケーブ

ルテレビの放送の事業については頭打ちという状況で、真ん中にある通信事業が売上で牽引しているというのが現状でございます。また、9割の事業者が黒字という状況でございますが、今後、放送・通信以外に、例えばB to B、B to Gといったソリューション事業など地域への貢献を念頭に、多くの事業者がソリューション事業を取り組み始めているというような状況でございます。

次のページです。御参考までに連盟の2030 ケーブルビジョンを掲げておりまして、業界全体で目指すべき姿の実現ということで取り組んでございます。ソリューション事業においても次の柱の一つとして各社で取組を始めている状況でございます。地域DXの担い手というキーワードで進めているという状況でございます。これらのアプローチに関しては、こういったソリューション事業においても、公正な競争環境なしには実現しないと考えております。

次のページでございます。そのソリューションビジネスの一例でございますが、こちらは三重県のZTV様の例でございます。ARを活用したデジタルスタンプラリーということでございますが、こういった買物支援とか遠隔診療、そういったサービスを行っている事業者が現れているということでございますし、地域で独自にSierさんと連携をしてソリューションビジネスを組んでいるというような例が見受けられるという状況でございます。

10 ページに移ってください。こちらからはNTTデータの完全子会社化についての当連盟の考え方について御説明をいたします。このページは昨年9月の通信政策特別委員会での当連盟からのプレゼンの抜粋でございます。ここに記載してあるように、独占時代に整備されたインフラ（線路敷設基盤）を活用したサービスと他のサービスのバンドルは完全分離が必要だというふうに述べさせていただいております。その際には上位のレイヤーの事業として、移動体通信事業、ISP事業、放送事業等を書かせていただいております。その上で、グループ企業の優遇、不当な一体営業など、公正競争の確保に関する検証の仕組みを訴えさせていただいております。NTTデータの完全子会社化に関しても基本的には同じように公正競争の確保が重要と考えます。

次のページです。NTTデータの完全子会社化に関しての公正競争の確保の観点より、具体的には3つの懸念がございます。まず1つ目でございますが、ソリューションビジネスにおける懸念で、一体営業の問題でございます。ソリューションビジネスにおいて、NTT東西がNTTデータを含むNTTグループと一体営業を行うと、他社との競争に

において圧倒的優位に立つことになり、市場支配力拡大によるソリューションビジネスにおける寡占の懸念がございます。特に地域のケーブルテレビ事業者のソリューション事業の芽を摘んでしまうような事態につながり、地域産業の衰退にもつながるおそれがございます。

2つ目でございますが、NTTデータによるソリューションビジネスの寡占が電気通信事業に影響を与えるということでございます。高いシェアを持つNTTデータが、NTTグループ内の企業であるNTT東西を優遇し、NTTデータの提供するサービスにNTT東西の回線を指定すれば、NTTグループと競合する他の事業者が不当に排除され、電気通信事業の公正競争が阻害される懸念がございます。結果として、地方においてローカルの事業者の撤退など地方の産業の衰退が懸念されます。

次のページです。3つ目の懸念でございます。第2回の市場検証委員会の資料によると、NTTデータは世界第3位のデータセンター事業者でございます。よって、NTTグループによりデータセンター向けの通信回線が寡占される懸念がございます。データセンター向けの通信体制の提供を希望するケーブルテレビ事業者もございまして、NTTグループ以外の事業者にも回線提供の門戸は公正に開かれるべきだと考えます。NTTグループは不動産事業も営んでおり、これらの事業との一体運用による競合他社のデータセンターからの排除が行われるべきではないと考えます。

以上、NTTグループの市場支配力が強まり、公正競争環境が歪められることで、このような地方創生につながる地域事業が妨げられることのないよう、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者指定することに賛同いたします。NTTグループとしての一体営業、NTT東西の優遇、データセンター向け通信回線からの排除等、差別的取扱いが行われないよう検証が行われるべきと考えます。

次のページでございます。13 ページでございます。こちらからは電柱・管路等の線路敷設基盤の公正利用について少しお話をさせていただきたいと思っております。

次のページです。こちらは、通信政策特別委員会の最終報告書において線路敷設基盤の公正利用の重要性がうたわれておるところでございます。その取組の方向性として、まず①、②ということで、自己利用と他者利用との間での同等性が確保されていないと考えられる事例の実態を検証すること、そしてその検証の結果、必要と認められる場合には、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しを含めて必要な措置を講ずることとされております。

当連盟は、通信政策特別委員会及びその配下のワーキンググループにおいて、線路敷設基盤のうち電柱については、利用実態を明らかにした上で検証すべきと主張し、令和6年度の電気通信市場検証会議において電柱も検証の対象となりました。令和7年度以降の検証においても検証が行われる方針となっておりますが、この取組を強化していただきますようお願いいたします。

次のページです。今年度の市場検証委員会の検証方針においても、電柱の貸与状況の検証を行う方針が示されております。令和6年度の検証では、貸与する側の主にNTT東西からのヒアリングが行われましたが、令和7年度の検証においては、貸与を受ける側も含めた双方からのヒアリングを行うなど、電柱の貸与が公正に行われているか検証をお願いいたします。また、前ページの取組の方向性に示されていますように、ガイドラインの見直しを含めて必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

最後に、まとめになります。17 ページでございます。最後のほうに要望事項として記載をさせていただいておりますが、これまでのお話しした内容でございます。NTTデータの完全子会社化につきましては、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者に指定していただきますようお願いいたします。また、線路敷設基盤の公正利用につきましては、法令・ガイドラインに基づく、電柱の公平・公正な貸与状況の検証をお願いいたします。また、公平・公正な貸与を実現するため、法令・ガイドラインの見直しによる制度整備を含めて、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

以上、日本ケーブルテレビ連盟からの御説明を終わります。ありがとうございました。
【大橋主査】 ありがとうございます。以上3者の関係団体からヒアリングをさせていただきました。ここまでの御説明内容について、委員の方々から質疑応答、意見交換をさせていただければと思っています。御発言希望の委員の方は、チャット欄にて御発言の意思示していただければ、私のほうから指名させていただきます。いかがでしょうか。
それでは、中尾委員からお願いできますでしょうか。

【中尾専門委員】 御説明どうもありがとうございました。テレサ協とJAIPAさんに質問があります。

ケーブル連盟の御発表の中では、明確にどの事業に対して懸念があるという御発表があったかと思えます。例えばソリューション事業、これは各キャリアさんが全て重要だと考えられている分野と思えます。それからデータセンターの接続のところの寡占、そして最後は電柱の貸与といったところがあったと思えます。島上さんにお伺いしたいの

は、テレサ協の中では、MVNO、FVNOとかのサービス業者がいらっしゃると思うのですが、市場の公正な競争が阻害されるといったような何か具体的な懸念があたりでしょうか。例えば、ソリューション市場が特に懸念があるとか、具体性を持って何か懸念と思われているところというのはあるでしょうかというのが質問です。

それから、JAIPAさんにも同じ質問をお尋ねしたいです。恐らくですがけれども、データセンターへのつなぎ込みの市場が一番大きな懸念と想像しています。

テレサ協さんと、それからJAIPAさんには、特に懸念される事業という領域があるのかどうかといったところを教えていただけないかと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど御回答のほうを発表された関係団体の方々からいただきたいと思います。

それでは続きまして、林委員、お願いできますでしょうか。

【林委員】 名古屋大学の林と申します。御説明いただきまして、ありがとうございます。質問1点とコメント1点がございます。

まず、質問ですがけれども、前提として、この点は2021年の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書でもうたわれておりますけれども、累次の公正競争条件の遵守を徹底させるようにすることを最低限の担保措置とするというのが、今回の事案に当たっても必要なのかなと思います。その意味から、各団体様から問題意識をお持ちになっている各論点は、私もいずれもよく理解できるところであります。

その一方で、御案内のとおり、NTTデータさんはNTT東西とかNTTドコモのように指定設備は持っていないわけでありまして。もちろんソリューションの利用には通信サービスは当然不可欠なわけですがけれども、データさんは元々そういう設備は持っていないので、どんなにNTTデータが強くても、言い換えれば、総合的事業能力のようなものが強くても、そこをとらまえてNTTデータを規制する根拠を見いだすのは難しいところがあります。そこがNTT東西とかNTTドコモとの立ち位置の大きな違いのようにも感じるわけでありまして。問題意識は分かるのですがけれども、そこと今の規制枠組みとのずれというか、その辺りどのようにお考えでしょうかというところについて、これは各団体様にお聞きできればと思います。これが1点目です。

2点目はコメントです。これも先ほどの質問とかぶりますけれども、1988年のデータ通信事業の分離時に、旧NTTの力が及ばないように、NTTデータとNTT持株、N

NTT東西の間に、取引を通じた補助の禁止だとか、あるいは転籍による社員の移行とか、そういう公正競争を確保するためのルールがNTTから宣言されたわけで、そこはNTT東西が持つ優位性を断ち切るということを意図していたわけです。今回の通信事業者様の懸念は、団体様もそうですけれども、NTT東西というよりも、むしろNTTデータが持つ独自の優位性をNTT東西だとかNTTドコモビジネスが活用するということになるのかなと思います。

そういう意味では、今回のNTTデータの完全子会社化によってNTTデータの独立性が失われたわけですので、これも情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和5年諮問第28号）にもありますように、累次の公正競争条件の遵守を徹底させるという見地から、少なくとも在籍出向の禁止だとか、それからコロケーションの差別的取扱いの禁止、顧客情報の公平な提供というところを最低限担保しなければならないところでありまして、これは事業法の今の文脈からしても素直に出てくるロジックですし、これは各社様、NTTも含めて異論のないところですので、そこはしっかり担保していく必要が喫緊にあるだろうと思っております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

【大橋主査】 御意見も含めてありがとうございました。続きまして、宮田委員、お願いできますでしょうか。

【宮田専門委員】 東京科学大学の宮田と申します。本日は3団体の皆様から大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

各団体の御意見を拝見しますと、NTTグループの影響力や市場の集中度などについて共通して御懸念をお持ちであるというふうに本日理解しました。今後いろいろ方針を検討するに当たっては、すぐに対応が必要な課題と、少し時間をかけて中長期的に取り組むべき課題に分けて考えると有効かなと考えております。

そこでお伺いしたいのですが、現状の競争環境を俯瞰して御覧になった場合に、短期的に早急に対応すべきだという課題と中長期的に検討すべき課題と分けた場合、それぞれのような点を重視しておられるかということ、もしあれば、3団体の方それぞれお聞かせいただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

【大橋主査】 ありがとうございました。続きまして、佐藤委員、お願いします。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤でございます。御説明ありがとうございました。

3者に伺いたいのですが、今までのヒアリング等で、NTT様の考えと、KD

D I 様やソフトバンク様とでかなり意見が割れているところについてあえて振らせていただきます。特に今回重要になっているのが、システムのソリューションを考えるときに、ネットワークサービスとのバンドルがどの程度あるのか、また、そういったバンドルが多いとするのであれば、どういう状況が多いのだろうかというところで意見が割れておりますので、3者の御意見も伺えればと思います。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。では、お手が挙がっている委員の方々は一旦ここで切れていますので、区切らせていただいて、3団体の方全てに御質問があったと思いますので、まず、発表順でいいますと、テレコムサービス協会様からコメント、御回答をいただくことは可能でしょうか。

【テレコムサービス協会 島上副会長】 テレコムサービス協会でございます。御質問いただき、ありがとうございます。中尾先生、林先生、宮田先生の御質問は結構オーバーラップする部分があるので、まとめて御説明をさせていただければと思います。

我々の資料の1ページ目に書かせていただいたとおり、よくこの場でも話が出ていますが、やはり今まではNTTデータが巨大なS I e rとして、NTTグループが過半を持っているにせよ、一応独立した存在としてあったといったところで、それがNTTグループの100%子会社になる、NTTグループの利益の下で動くNTTデータとなるという環境変化が一番大きいと考えております。

今回の場合どのような事業が短期的に問題になりそうかといった意味では、やはり法人向けのソリューションといったところで、この部分においては、NTTデータの位置づけが変わることによって何らかのことが起きる可能性があるのではないかと、それを注視して見る必要があるのではないかとというのが我々の主張しているところでございます。

当然のことながら、これまでずっと培ってきた規制の枠組みがありますので、きちんとそれらが機能しているのかどうなのかというのは当然見ていただく必要があると同時に、今までもNTTグループの中の再編はやられてきました。この先どういう再編が行われるかどうか分かりませんが、それによってまた環境が変わる。特に我々のプレゼンでもお話しした、今の競争政策というのは固定と移動を別の市場として捉えています、より広い全体的な、これを我々はジョイントドミナンスという言葉を使っておりますが、固定と移動にまたがったようなドミナンスを発揮するようなケースになるようであれば、それはそれで規制の在り方から検討する必要があるのではないかとこのところござい

ます。

申し訳ないのですが、最後の佐藤先生のバンドルの話について、我々がどういう回答すればいいのかということが分かりかねております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。佐藤委員、もし御質問を補えるところがあれば、今補ってもらったほうがいいかもしれません。

【佐藤専門委員】 ソリューションを提供されるときにネットワークと一体化して提供しているかどうかというところが多分一つ問題に今なっているのかなと考えています。つまり、ソリューションを提供するときに一体的な営業が非常に多いのだという意見が一方であり、あまりそうではないという意見があり、もし多いのであれば、今回、完全子会社化することによって市場に大きな影響があるのかもしれないですし、あまりそうでもないのであれば懸念のレベルなのかなということをここではっきりさせたいという趣旨でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。もしかすると、テレコムサービス協会様のほうから既にいただいたかもしれませんが、補うところがありますか。

【テレコムサービス協会 島上副会長】 はい。今のお話ですと、今の一体営業の実態を定量的に御説明するのは、我々も定量的な数字を現在は持ち合わせておりません。ただ、ネットワーク化社会の中で、ネットワークといわゆる通信と情報処理の垣根はどんどんなくなってきて、情報通信もひっくるめた形のサービスになっていることは事実でございます。そうしますと、そういうソリューションを提供するといったときに、NTTデータとほかの電気通信事業者が組みづらくなる、あるいはNTTグループの中だけでできるようなサービスをデータだけができるようになるようなことが懸念されるかなとは考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。日本インターネットプロバイダー協会様、いかがでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会 久保会長】 御質問いただき、ありがとうございます。久保より回答します。

中尾先生の、現時点で何か具体的な事象があるのかという御質問につきましては、どちらかというところからそういうことが起こってくるのではないかと懸念を3つ

今回示させていただきました。通信回線がリプレースされる、それから、通信回線以外のビジネスが淘汰される、それ以外に、再編等による影響を受ける、そういったことを記載させていただいております。今後そういうことが実際に顕在化していくことのないようにということで今日は御説明をさせていただいて、末尾にあるように、無形の力を可視化していくというふうに記載させていただきました。そういった少し定点でウォッチしていくような取組でもって、そういった事象について把握していけるというような枠組みが必要ではないかということで本日御説明をさせていただきました。

それから、林先生の御質問につきましても、おっしゃるとおり、私どもはNTTデータの独立性が失われ、巨大な企業ということで非常に脅威に感じているということでございます。地域の事業リソースが重複しているようなところでも少し触れさせていただいたのですけれども、何か実質的に一体化していくようなやり方というのは、法規制とかそういうところだけではなくて、いろいろな法人ビジネスの前線においてはあり得るのではないかと考えています。例えば同じビルに入っているとかそういったテクニカルな物理的なところもそうですけれども、非常にそういった面で我々が把握し得ないような懸念がやっぱりあるといった、そういった心配が非常に多く出ているということで書かせていただいております。

それから、宮田先生の短期・中期ということにつきましては、短期につきましては、林先生もコメントされておりましたように、今、規律を設けられるところはそのように手を打っていくというようにしたいですし、長期的な面で申し上げますと、先ほど中尾先生のお話があったように、直ちに顕在化していくようなことがなくても、今後時間軸で顕在化していくようなことに対しては、時間軸での検証が必要になるのではないかとということで、ここの表示させていただいているスライドのところでも御説明をさせていただきました。

そういう意味では佐藤先生の御質問に対しても同様ですけれども、今時点で一体化というところ、一体営業とかがどうだということについての定量的なデータはあまりないのですけれども、これを定点的に把握していくことによって、例えば概算であっても、この部分がすごく大きくなってきているとか、増減みたいなどころはある程度把握できるとなれば、そのところについてさらに検証していくといったようなことはあり得るのではないかとということで、こちらでも事後で問題が顕在化してなかなか後戻り、手打ちができなくなる前に、こういった形でウォッチをしていくということができればと考え

て御説明させていただいた次第です。

以上になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、日本ケーブルテレビ連盟様、いかがでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟 小林理事】 ありがとうございます。まず、林先生の御質問でございますが、おっしゃるとおりでございますが、NTTデータそのものの規制というのは法令上不可能であるかなと考えておりますが、今回やはりNTT東西の持つリソースを活用したNTTデータの影響力の強化ということに対しての懸念がまずあると思いますので、累次の公正競争条件のお話、これは回り回ってやはり通信事業のほうにも影響が出てくる可能性があるということで、同等のそういった検証等をやはり行うべきだと考えてございます。

2つ目の宮田先生のお話でございますが、これは短期と長期ということで、具体的な分野とかそういったところは意見を持ってございませませんが、やはり、特定関係事業者にさせていただくということを書かせていただいておりますが、まずはしっかりと検証を行って、このNTTデータの子会社化がどういう影響を与えるのかということのをしっかり見極めるということかと思えます。その上で長期的には、必要があれば制度・ガイドラインを含めたところの改正を行っていただきたいということでございます。

あと、佐藤先生の最後のお話も、我々もデータは持ち合わせていませんが、これまでは恐らく回線部分の提案についてはある程度、土管というような意識も含めてあらゆる事業者が入る余地があったかと思っておりますが、金融の世界とか公共を含めて今後回線側が上位から指定されるような話がどんどん増えていくと思っておりますので、今後はやはりこういったバンドルというのが、より今以上に増えていくと考えております。やはりそういった優遇を含めたところのお話は、慎重に検証を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。一通り御回答はいただいた形になっていると思いますので、さらに追加で御質問があればいただければと思います。

差し支えなければ、それでは、林委員からお願いできますでしょうか。

【林委員】 すみません、林です。各団体様の御回答、ありがとうございました。先ほど御回答いただく中で、JAIPAさんの資料の9ページにありましたけれども、法規制

の改正を仮に伴わなくても、それを補完する形でまさに無形の力のウォッチが必要だということについては私も全く同感で、その役割こそ、この市場検証委員会に求められているのではないかと思います。

その意味で、今回の検討・検証でこの問題は終わりということではなくて、このNTTデータの完全子会社化をめぐる公正競争上の諸問題については、継続的に、かつ定点観測的にモニターし続け、それによって、NTTグループに対する公正競争上の牽制力を働かせ続けることが大事だと思っております。そこは各団体様の共通した問題意識だと思います。そのため、引き続きこの場で各団体様・各社様との意見交換の機会を頂戴できましたらありがたく思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、荒牧委員、お願いできますでしょうか。

【荒牧専門委員】 荒牧でございます。御説明ありがとうございました。

私はJAIPAさんに1点御質問させていただきたいです。8ページに、無形の力による公正競争への懸念ということで3点挙げていただいています。内容的には非常に懸念としては理解いたします。

タイムスパンの観点で確認させていただきたいのですが、もちろん今回、事前に何か対策できるものがあればする。それから、事前に何かできなくても、実際に公正競争の妨げとなるような、何かトリガーがあったときには何らかの対応をする。そこまでは当然の流れだと思うのですけれども、3つ目の、例えば顧客の選択肢が減少、競合が撤退して多様性が失われるところまで行くというのは、実際問題としては競合各社にもそれぞれ余力があるわけですし、それから何らかのこういった市場検証で対策をしていくことによって、ここの3つ目まで到達するというのはかなりタイムスパンとしては先なのかなと個人的には感じたのですけれども、この最終形の懸念というのはどの程度の時間軸で考えていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほどJAIPA様からのお答えをいただければと思います。

続いて、矢入委員、お願いできますでしょうか。

【矢入委員】 上智大学の矢入です。ケーブルテレビ連盟様に質問させていただきます。

NTT法を改正するときの委員会に参加させていただいた際に、電柱貸与で他事業者の

排除が既にもう起きているのではないかというご指摘が議題に上がっていたことが記憶に残っております。電柱貸与での他事業者の排除に関しては、今既に起きているNTTの構造的な問題や懸念に該当すると思われま。NTTデータの独立性が失われて巨大な企業のNTTがさらに巨大になったことによって、今後も同様の問題や懸念が技術の進歩とともに、いろいろと繰り返す起ると考えられる場合に、NTTによる他事業者の排除の可能性を抑制するような制度的な仕組みがあったほうが良いという、今日はそういう御提案の御趣旨だったのでしょうか。実際の電柱貸与での排除に関しての実情を含めて、もう少し詳しくお聞かせいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【大橋主査】 ありがとうございます。一通り御質問を今のうちに受けたいと思っているのですが、もし御発言希望の方がいれば、今の時点でいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではまず、JAIPA様のほうに御質問があったので、こちらのほういかがでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会 久保会長】 荒牧先生、御質問いただき、ありがとうございます。8ページの3点目、事業者の撤退というところのタイムスパンの御質問だったかと思ひます。実際に、これは各事業者全てですけれども、自由競争というか、競争の下で撤退せざるを得ないとか、そういうことというのは現実的に起こっているとは思ひのですけれども、ただ、公正競争が阻害されたということによってそうなるといった事態は避けるべき、そういう状態になるべきではないということが趣旨となっています。

実際必死にそれぞれ経営努力はして行くかと思ひのですけれども、一方で、そういったところは個社だけではどうにもならないところがあり、きちんとこういった検証の場でウォッチして行ける、それから、協会としてもそういった方々の情報をきちんと速やかに収集して行くということで取り組んで行きたいと思ひます。これは先ほど林先生がおっしゃったとおり、一過性のということではなくて、やはり適宜そういったコミュニケーションを通じて、そういったことをウォッチして行くということが必要ではないかと考えている次第です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、日本ケーブルテレビ連盟様、どうでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟 小林理事】 ありがとうございます。まず、林先生の御意見

は全く私どもも賛成でございます。今回の法規制で扱い切れないということがありますがけれども、やはり大N T Tという形になっていきますと、その場合には独禁法の範疇になるかもしれませんが、やはり公正競争の担保という観点でこの検証委員会のほうでしっかりと検証を行っていただきたいと考えております。

あと、矢入先生のお話でございます、電柱の問題については、我々差し込ませていただきましたが、実際にはN T Tデータとは直接の関連性はございません。通信政策特別委員会等でも我々が申しましたのは、やはり電柱問題、線路敷設基盤の利用に関して、例えば拒否率について令和6年度に検証されておりますけれども、やはりさらに問題になっているのは、例えばリードタイムの問題とか、再申請の多さとか、そういったところまで我々は問題だと考えてございます。

それはどういうことかという点、ビジネスの機会をやっぱり逸してしまうという点だと思うのです。そういった意味では、抑制の仕組みという意味では、単純にできる・できないということだけではなくて、やはり公正競争の観点ではビジネス機会を喪失しないようなフローとかそういったものが、一つは電柱の問題もありますけれども、こういった大きなインフラを持っているN T T様に依存しているような我々事業者にとっては死活問題になりますので、そういったところをしっかりと検証をいただきたいというような趣旨でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。もしテレコムサービス協会様から何か御発言希望があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【テレコムサービス協会 島上副会長】 テレコムサービス協会は特にございません。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、お時間のほうも限られておりますので、とりあえずここまでとさせていただきますと思います。

本日各関係団体の皆様方から御説明いただいた内容については、N T T様への再質問も含めまして追加の御質問があれば、ぜひいただければと思います。今週金曜日、9月5日までに事務局へ御提出いただければと思います。その際には本日御発表いただいた関係団体の皆様方にはお手数をおかけすることになるかもしれませんが、何とぞ御協力のほうお願いをいたします。

それでは、本日は、日本インターネットプロバイダー協会様、テレコムサービス協会

様、そして日本ケーブルテレビ連盟様、大変お忙しいところ御対応いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、事務局において、これまでの事業者へのヒアリングや追加質問の結果について、各論点ごとにまとめて整理していただいたものがございますので、こちら、資料の3-4に基づいて御説明をいただければと思います。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局、小杉でございます。資料3-4に基づきまして、前回までヒアリングに御参加いただきましたNTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル各社からの意見、また、追加質問の回答を整理しましたので、御説明いたします。追加質問の回答については、本日参考資料として全体版も添付しておりますので、適宜御覧いただきたいと思います。

では、1ページから、事業者ヒアリングにおける各社の主な意見ということで御説明いたします。まず、①番、電気通信市場の環境変化（SI、ソリューション市場との関係等）についてでございます。NTTからは、ソリューション市場は、各事業者が自社・他社の様々なサービスや製品を組み合わせ提供するとして、特定の上位事業者が大きなシェアを占有している電気通信市場の市場構造とは全く異なるという意見でございました。KDDIからは、通信サービスのみでなく、SI・ソリューションとの一体提供が進展している。それらの収益率は年々上昇傾向との意見。ソフトバンクからは、競争の軸は通信サービスに加え、マルチレイヤーによる高付加価値ソリューションの提供へと変化とした上で、ソリューション市場は必ずしも競争的ではないという側面もあるという認識でございます。また、年商が一定規模以上の顧客においては、ネットワークサービスとソリューションのセット販売が主流となっているという見解でございました。

2ページ目でございます。NTTグループの強み、NTTデータの優位性についてです。NTTとしては、NTTデータのシェアは11%と市場支配的な地位になく、NTTデータに電気通信市場の公正競争を歪めるほどの影響力は保持していないという認識。また、完全子会社化のメリットとして、日本全体のDXやAIの社会実装等の社会課題の解決や、お客様のニーズに的確に答えていくことが可能になるというお考えのことです。KDDIからは、NTTグループは国内唯一、通信網からクラウド・アプリ開発まで自前で提供可能なエンドツーエンドのプレーヤーとの見解。ソフトバンクからは、法人セグメントにおけるNTTデータの売上高規模は圧倒的というような見解が示され

ております。

3 ページ目でございます。ここからはNTTデータグループ完全子会社化が公正競争に与える影響についてでございます。③-1 は総論ですけれども、NTTとしては、1988 年の分社以降ルール整備が進んでいる点や、ソリューション市場の特性を踏まえれば、電気通信市場の公正競争に与える悪影響はないという考えでございます。KDDIからは、NTTデータを完全子会社化することで、他の通信事業者にはない競争力を獲得する。ソフトバンクからは、一体営業により競争の優位性が拡大することで、各々の競争優位性が発揮され、禁止行為が潜脱されれば、他社サービスの排除も可能になるというような懸念が示されているところでございます。

4 ページ目でございます。③-2、回線とシステムのセット販売、そういうものがあるかどうか、ソリューション市場からのネットワーク市場への影響があるかどうかでございます。NTTからは、ネットワークサービスは、競争事業者も多く、コモディティ化が進んでいる。S I e r は、お客様が求めるネットワーク要件に合致するネットワークサービスを調達・提供することが競争対抗上必要である。通信市場の公正競争を歪めるほどの影響力はないということに加えて、禁止行為規制により、NTTデータを不当に優先的に取り扱うことは禁止されているという意見でございます。KDDIからは、システムと回線の一体的な入札が行われれば、他事業者の排除が起こるおそれがある。ソフトバンクからも、S I e r の意向が法人顧客にとって重視される傾向が顕著であると言った上で、お客様の多くは回線の提供事業者を意識せず、上位サービスから回線を含めたソリューションの一括提案をS I e r 等に求める傾向にある。これが法人営業の実態であると、そのような主張でございました。5 ページ目、楽天モバイルとしては、ネットワークサービスのコモディティ化が進んでおり、お客様のニーズに合わせて最適なサービスを選択するようになっているとの認識ということでございます。

③-3、NTTグループ内での情報共有、取引条件の公平性の確保に対する認識でございます。まず、下段になりますが、KDDIから、他社のネットワーク情報等の取引情報がグループ内の通信事業者に流出した場合、通信市場全体の健全性を脅かすおそれがあるという懸念が示されました。NTTからはそれに対して、ネットワークサービス提供事業者から卸提供を受ける場合、契約書等で守秘義務条項が定められている。グループ会社を含め他社に流通させることはないという見解でございます。一方で、守秘義務の適用外であるものについて、パートナー企業と共有して営業活動することは一般的

というような見解。また、NTT東西とNTTデータの間の在籍出向を行わないことを自ら宣言しており、現在も実施していないということでございます。

6 ページ目でございます。NTT東西の局舎のコロケーションにおける公平性の確保についてでございます。コロケーションを利用する際は以下のとおりの手続であり、NTTデータを優遇することはないというのがNTTの立場でございます。ソフトバンクからは、限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念があつて、空きスペースを圧迫することにより、義務コロケーションに影響が出るおそれがある。技術の進展や今後の市場環境の変化によって、様々な用途で局舎利用の重要性・必要性が高まると考えるということでございます。

7 ページ目からは、NTTデータの完全子会社化を踏まえた必要な規律についてでございます。NTTの立場としては、必要な項目は全て法定化等の整備が進んでいるということございまして、それに対して競争事業者が求める規律を整理してございます。④-1、まず、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきというものでございます。KDDIからは、このような指定をすることで役員・重要従業員の兼任や差別的取扱いを禁止すべき。また、NTT東西・ドコモ起点のファイアウォール・禁止行為規制を活用し、情報流出や市場支配力の濫用の未然防止措置をNTTデータにも適用すべき。ソフトバンクからも、そのような規定によって一体営業による他社サービスの排除の懸念に対応することが必要ということでございます。

8 ページ、今度はNTTドコモ起点で、NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方に引き続き指定すべきという意見でございます。KDDIからは、所有回線数に依らず、NTTドコモの禁止行為の相手方となる特定関係法人に指定すべき。ソフトバンクからも、隣接市場であるSI等の事業領域における競争力や影響力の大きさに起因するということでございます。

④-3、NTTデータをNTT東西・ドコモの登録の更新制度（グループ内合併審査）の対象とすべきという意見です。ソフトバンクからは、NTTデータをNTT東西・ドコモの登録の更新制度、これは合併等が対象ですけれども、その対象にすべきということがありました。KDDIからは、それだけではなく株式取得も登録の更新の対象にすべきというような御意見でございました。

9 ページでございます。④-4、加えて、NTTデータを起点とした規制も設けるべきという御意見がKDDIからございました。本来はNTTデータ起点でグループ事業

者間の規制に実効性を求めるべきという御意見でございます。

④－５、今度は、NTTドコモビジネスにも禁止行為規制等を適用すべきということでございます。ソフトバンクからは、NTTドコモビジネスにもNTTドコモと同様の禁止行為規制を適用すべき、登録の更新制度も適用すべきといった意見が示されてございます。

10 ページになります。今度は検証委員会の検証の強化についてでございます。ソリューション市場の検証について、法人向けサービス市場への優位性の影響の検証や、ソリューション市場単体のシェアじゃなく、隣接市場も含む影響力、実質的な影響等を含んだ総合的評価が必要という意見でございます。また、楽天モバイルからは、改正NTT法による規制緩和等の影響について定期的なモニタリングを実施すべきとの意見もございました。

最後、11 ページでございます。今後のNTTグループの組織再編についてでございます。KDDIからは、NTT東西分割の意義を踏まえ、NTT法の規定を引き続き遵守すべきという意見。ソフトバンクからも、NTTグループの特殊性は不変である。また、楽天モバイルも、NTT東西の合併が示唆されているが、公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがあるのではないかという懸念が示されているところでございます。

以上、事務局で各社の意見を論点ごとに整理させていただきました。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。これまでの委員の皆様方の意見交換の取りまとめということで、事務局にまとめていただいた資料になります。こちらのほう、さらに追加の御質問等があれば、先ほどと同様に9月5日までに事務局へ御提出いただければ、NTT様、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様にそれぞれ御回答を求めたいと思っております。

今の時点でどうしても御発言を希望される場合があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、9月5日ということですので、ぜひ事務局のほうへ、追加の質問があれば、御提出いただければと思います。

ありがとうございました。それでは、以上が議題（１）ということございまして、続きまして、議題（２）のほうに進めさせていただきたいと思っております。

議題（２）は、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する

方針（案）ということになります。

本件については、今年の7月1日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に諮問がなされまして、同日に開催された電気通信事業部会における審議の結果、当委員会において調査・検討を行うこととされたものであります。

なお、調査・検討に当たっては意見募集を7月2日から7月31日まで行っておりますので、こちらについて事務局から御説明のほうをお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料3-5に基づき、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）について、説明いたします。

2ページ目をお開きください。本方針（案）に対する意見及び意見に対する考え方（案）についてでございます。本方針（案）につきましては、先ほど大橋主査から御説明いただきましたとおり、今年の7月2日から7月31日まで意見募集が実施されました。結果といたしましては、計13者から御意見を頂戴しているところでございまして、事業者・事業者団体10者と、個人の方3者から御意見を頂戴しているところでございます。

3ページ目以降が、具体的な提出意見とこれに対する考え方の案でございます。内容について御説明を差し上げたいと思っておりますが、市場検証における当面の重要課題と考えられております、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握、NTTグループの組織再編に関わる対応としてのNTTデータグループの完全子会社化に係る検証、改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映を視野に入れた対応に関連した意見を中心に御説明させていただきます。

5ページ目をお開きください。意見0-4です。こちらは、累次の公正競争条件の法定化に関する意見となります。令和7年改正法に基づき、令和8年度までに施行が予定されている項目について、令和8年度に本方針を改定することに賛同するとして、累次の公正競争条件の法定化については、NTTグループ各社において遵守されるべき条件を、不足なく適切に法定化、関連省令を整備し、仮に法定化されない条件があったとしても、十分な調査・確認を行い、事後検証において担保できるようにすることを要望するといった御意見でございます。こちらにつきましては、令和8年度に本方針を改定することについては賛同の意見として承った上で、累次の公正競争条件の法定化につきましては、総務省において、公正競争条件に関する法令整備に当たっての検討の参考とするものと考えますとしております。

9 ページ目をお開きください。意見 1-3-1 でございます。こちらは電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握に関する意見となります。電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握に当たっては、電気通信事業者の通信サービス提供におけるクラウドサービスの利用や依存の状況等の調査だけでなく、海外プラットフォームの通信サービスへの進出がユーザーサービスや市場競争に与える影響についても調査・分析いただく必要があるといった意見でございます。こちらにつきましては、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えますとしております。

13 ページ目をお開きください。意見 2-4-1 でございます。こちらは、NTTグループの組織再編に関する意見となります。今後、NTTグループの組織再編に際して検証が行われるとしても、グループ内での資本関係の変更や、電気通信市場の公正競争に大きく影響を与えないような事業の吸収分割や譲受けについては、検証の対象外とすることが必要であるといった意見でございます。こちらにつきましては、本方針（案）4（3）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」において記載されている組織再編につきましては、「必要に応じて組織再編の内容について、NTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する」としているとしております。

15 ページ目をお開きください。意見 2-4-5 でございます。こちらもNTTグループの組織再編に関する意見となります。NTTグループにおいて組織再編が行われた際の対応について、本方針で明確化したことに賛同するとした上で、旧NTTからの分離会社間の組織再編等、現状では検証の対象として明記されていない組織再編についても、公正競争への影響を検討する必要があると考えられるものについては、検証委員会等で取り上げ、その影響を確認・検証することが必要であるといった御意見でございます。こちらにつきましては、本方針で対応を明確化したことについて、賛同の御意見として承った上で、検証の対象となるNTTグループの組織再編は、本方針（案）4（3）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」に記載のとおりであり、頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えますとしております。

18 ページ目をお開きください。意見 2-5-2 でございます。こちらは、電柱等の線

路敷設基盤の検証に関する意見となります。電気通信事業分野の競争状況等を適切に検証し、その評価結果を各種規制に反映させていくとする本方針に賛同するとした上で、本方針（案）に電柱等の線路敷設基盤の検証に関して、設備保有事業者とそれを利用する他事業者の間での利用の同等性に関する実態把握・検証を行っていく旨を盛り込むことを要望するといった御意見でございます。こちらにつきましては、本方針（案）4（3）④「その他の法令ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認」に、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき講じられる措置の実施状況について確認を行うことは記載しておりますが、電気通信市場検証会議の下で取りまとめた、令和6年度の市場検証レポート案において、今後取り組むべき課題等として、「電柱の自己利用と他社利用との間で電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について把握し、必要な検証を行う。」との記載がされているといった御意見を踏まえ、本方針（案）4（3）④について、修正を行うことが適当としております。別紙2が実施方針（案）本体となっておりますが、修正につきましては、こちらの32ページ目を御覧ください。こちらの赤字箇所を追記しております。

23 ページ目をお開きください。意見3-4でございます。こちらはNTTデータをはじめとするNTTグループの検証に関する意見となります。直近のNTTデータグループの完全子会社化など、NTTグループの再編が進められているが、実質的な一体化により、NTTグループ全体の優位性が強化され、公正競争上の懸念があるとして、健全な競争環境を確保するためにも、NTTデータをNTT東西の特定関係事業者に指定すべき、NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方となる特定関係法人に指定すべきといった御意見でございます。また、NTT持株による事業の在り方については、NTT持株が本来業務に専念できているか改めて確認する必要があるといった御意見、NTT東西の分離の在り方を検証するに当たっては、東西分離によって機能している設備競争への影響など多角的な検証が必要といった御意見となっております。こちらにつきましては、NTTデータグループに関する御意見については、「NTTグループの組織再編に係る対応等」について記載しております本方針（案）4（3）③について言及させていただいた上で、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えますとしております。また、NTT持株による事業の在り方や、NTT東西の分離の在り方につきましては、本方針（案）5「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関す

る評価」において、「最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされたNTT東西の分離の在り方、NTT持株による事業の実施の在り方」等の「各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う」としており、頂いた御意見については、総務省において、今後の参考とするものと考えますとしております。

最後に、市場検証委員会としての報告書（案）でございますけれども、ページを戻っていただきまして、1ページ目をお開きください。まず、1といたしまして、提出された意見及びそれに対する市場検証委員会の考え方は、今御説明させていただきました別紙1のとおり、まとめております。また、2といたしまして、本方針（案）につきましては、別紙2のとおり、必要な修正を加えた上で、策定することが適当と認められるとしております。

事務局からの説明は以上となります。

【大橋主査】 ありがとうございます。こちらのほうは、ただいま報告書（案）ということで事務局のほうから御説明いただいたところであります。13者の提出があり、それに対する当委員会としての考え方ということで、丁寧に作業いただいているとお見受けしています。

ただいまの御説明に関して御発言等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特段ございませんか。もしこちらの報告書について御意見、御修正が特段ないということでございましたら、明日9月4日に開催される電気通信事業部会において、当委員会の検討結果としてこの報告書（案）を報告するという段取りで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、そのような取り運びで御承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大橋主査】 ありがとうございます。賛同の旨、皆様方からいただいていると思いますので、こちらのほうは、先ほど申し上げた形で、電気通信事業部会のほうに、9月4日に報告書（案）として検討結果の報告をすることとしたいと思えます。

なお、具体的な記載については、誤字脱字も含めて修正があるかもしれませんけれども、こちらのほうは私のほうに御一任いただいて、事務局から最終版について皆様にお送りするという形にさせていただきたいと思えます。

本日用意していた議題2つは以上のとおりでございますが、もし全体を通じて、何か

御意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから、今後のスケジュール等についてあれば、いただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証委員会の日程につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日の市場検証委員会は、これにて終了とさせていただきます。大変お忙しいところ、本日も活発な意見交換をさせていただきまして、ありがとうございました。